

検討会報告書を受けた取組状況

顧客(公共事業・民間事業の発注者)及び 国民の求めるものへの対応

技術力・経営力の適正な評価のための情報の提供

- ・登録制度による必要十分な情報提供

新しいニーズへの的確な対応

- ・高度な技術へのニーズ、新規分野(公共・民間)への対応
- ・海外ニーズへの対応

適切な競争環境の整備／適正価格による的確なサービスの提供

- ・経済性に配慮しつつ、品質を確保するための優れた受注者の選定
- ・不良不適格業者の排除

取組項目

登録制度の活用促進①

内 容

受注者を選定するための、登録情報の一層の活用
登録制度の紹介と活用メリットのアピール

取組方針

- ホームページや記者発表などを通じ、登録制度や情報提供について広くPRを行う。(情報提供の仕組みづくりについては別紙)
- 国や地方公共団体の発注者等に対し、各種会議の場等で登録制度について周知及び活用促進を行う。
- 周知に当たっては、発注者向けパンフレットを作成する。

取組結果

<各種会議等での周知・活用促進>

- 平成22年6月11日： 地方整備局等契約管理官・契約課長合同会議
- 平成22年6月16日： 中央公契連幹事会
- 平成22年6月24日： 中央公契連総会
- 平成22年7月29日： 平成22年度都道府県土木・建築部等技術次長技監会議

<HP等での情報提供>

- 国土交通省ホームページにおいて、登録制度活用促進のパンフレットを掲載

今後の方針

- 引き続き周知・活用促進を図るとともに、活用状況の確認を行う。

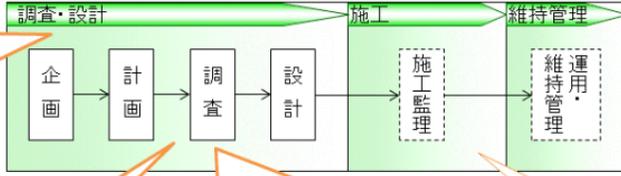
建設関連業の登録制度をもっと活用しましょう！

建設関連業とは

- ✓ 建設生産システムの上流部に位置し、建設工事(施工)の前段階として、**測量・調査・設計等の業務を行う「測量業」、「建設コンサルタント」、「地質調査業」(及び「補償コンサルタント」)**を建設関連業と呼んでいます。

建設コンサルタント

- 企画、計画、調査、設計、監理**
- ・ 構想の策定、マスタープラン
 - ・ 長期計画、基本計画、事業計画
 - ・ 環境影響評価(事前)
 - ・ 基本設計、詳細設計、実施設計



地質調査業

- ボーリング調査、土質試験・解析等**
- ・ 地質・土質性状の調査
 - ・ 設計に必要な地盤の強度の算出等

測量業

- ・ 土地の形状の把握、関連設計
- ・ 土地に付随する情報の調査・整理
- ・ 防災・環境等に関する各種調査等

建設業



建設関連業が必要なわけ

- ✓ **全ての社会基盤整備の上流段階において、計画・調査・設計は不可欠！**
- ✓ **建設関連業は、工事の品質を確保し、国民の安全・安心な生活を支えています！**

国土交通省では、建設関連業(測量業、建設コンサルタント、地質調査)に関する登録制度を設け、業者の登録を行っております。平成21年12月から平成22年3月にかけて開催された建設関連業検討会でも、公共事業・民間事業を担う業者の技術力・経営力の適正な評価のため、発注者による登録制度の積極的な活用が求められています。

建設関連業の登録制度とは

測量業

➔ **測量法**(昭和24年法律第188号)

- 登録要件** ✓ 測量業を営もうとする者は、測量業者としての登録を受けなければならない。(法第55条)
 ✓ 営業所ごとに測量士を1名以上置くこと(法第55条の13)
- 登録後の義務** ✓ 変更等の届出、財務に関する書類の提出
- 国の指導・監督** ✓ 営業停止(6月以内)、登録取消し(2年間の再登録の禁止)、行政上の指導

建設コンサルタント

➔ **建設コンサルタント登録規程**(昭和52年建設省告示717号)

- 登録要件** ✓ 登録部門ごとに専任の技術管理者を置くこと(規程第3条1項1号)
 ✓ 建設コンサルタント業務を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用(資本金500万円以上かつ自己資本1,000万円以上)を有すること(同2号)
- 登録後の義務** ✓ 変更等の届出、財務に関する書類の提出
- 国の指導・監督** ✓ 登録消除(2年間の再登録の禁止)、行政上の指導

地質調査業

➔ **地質調査業者登録規程**(昭和52年建設省告示718号)

- 登録要件** ✓ 専任の技術管理者を置くこと(規程第3条1項1号)
 ✓ 営業所ごとに専任の現場管理者を置くこと(同2号)
 ✓ 地質調査業務を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用(資本金500万円以上かつ自己資本1,000万円以上)を有すること(同3号)
- 登録後の義務** ✓ 変更等の届出、財務に関する書類の提出
- 国の指導・監督** ✓ 登録消除(2年間の再登録の禁止)、行政上の指導

登録制度を活用するメリット

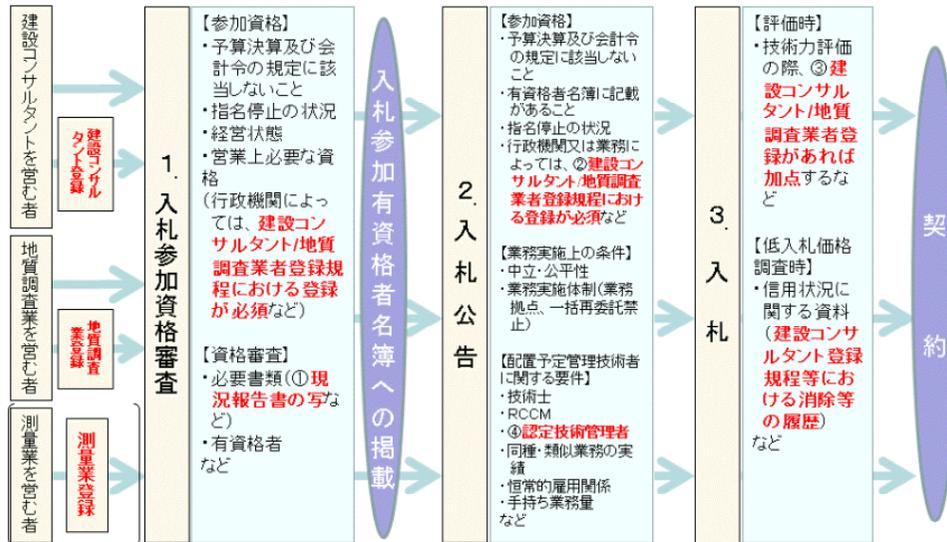
- ✓ **技術力・経営力の確認ができる**
 技術者*の配置及び財産的基礎・金銭的信用を登録要件としているため、一定の技術力・経営力が担保されている。
*測量業の場合は測量士、建設コンサルタント・地質調査業の場合は技術管理者(技術士あるいは国土交通大臣が同程度の知識及び技術を有すると認定した者)
- ✓ **業者の経営状態や実績の把握ができる**
 下記に記載する様々な企業情報を利用することにより、有資格者名簿の作成や入札参加資格確認時において、簡素化が可能

登録制度でわかる業者情報

- ✓ **業者概要**
 - 登録番号、商号又は名称、代表者名、所在地、営業所、登録部門
- ✓ **受注実績、技術的能力**
 - 業務経歴(直前3年間の主な契約について契約の相手方、契約名、契約金額等)
 - 事業収入金額(直前3年の各事業年度における登録部門別、発注者別の事業収入金額)
- ✓ **業者規模、技術者数**
 - 使用人数(技術士、一級土木施工管理技士、一級建築士、事務関係使用人数等)
 - 技術士等一覧票
- ✓ **経営状況**
 - 財務に関する資料(貸借対照表、損益計算書等)

入札契約手続きにおける登録制度の活用

※ 国土交通省における業者選定要領、及び個別業務の入札公告を基に作成。
発注機関や入札契約方式等によって、必要要件・手続き等の詳細は異なるが、おおよそのフローとしては以下の通り。



※測量業については公共測量等の営業を行う上で測量法に基づく登録が必須なので、参考として掲載

登録制度の活用事例

ケース1: 入札参加資格審査等における現況報告書(写)の活用 (上図中①)

例: 申請に必要な書類の一部を以下の書類をもって代えることができる。

- ・建設コンサルタント登録業者: 建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
- ・地質調査業登録業者: 地質調査業登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

提出書類 1. 資格審査申請書 2. 添付書類 (1)業態調書、(2)営業所一覧表、(3)技術者経歴書、(4)登記事項証明書、(5)営業に、法律上必要とする登録の証明書、(6)貸借対照表等、(7)納税証明書の写し
※建設コンサルタント・地質調査業登録を受けた者は現況報告書をもって(3),(4),(6)の提出を省略可

ケース2: 入札公告等における参加要件としての登録制度の活用 (上図中②)

例: 競争参加資格

建設コンサルタント登録規程に基づき〇〇部門の登録を受けていること。

ケース3: 入札参加者を決定するための評価項目としての登録制度の活用 (上図中③)

例: 入札参加者を決定するための評価基準

- ① 当該業務に関する部門の建設コンサルタント登録有 → 〇〇点
- ② 当該業務に関する部門の建設コンサルタント登録無 → 加点しない

ケース4: 配置予定管理技術者としての認定技術管理者の活用 (上図中④)

例: 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士(建設部門)
- ・建設コンサルタント登録規程により技術管理者として国土交通大臣に認定された者 …

詳しい情報について

✓ 建設関連業の登録制度について

- 測量法や建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程等については、以下の国土交通省ホームページにて掲載しております。 → http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000057.html

✓ 登録業者情報について

- 登録業者の一覧については、国土交通省ホームページにて掲載しております。 → http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tk2_000024.html
- 登録業者が提出した申請書類、財務に関する書類等については各地方整備局等で閲覧することができます。
- 建設コンサルタント、地質調査業者が提出した現況報告書の副本については、国・地方公共団体等の競争参加資格審査等に用いることができるよう、確認印を押して登録業者に返還しています。

お問合せ先

- 登録制度全般や技術管理者に関しては → 国土交通省総合政策局建設市場整備課
TEL : 03-5253-8111
- 登録事務や各都道府県の登録業者に関しては → 各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の登録担当窓口

各地方整備局等建設関連業者登録担当窓口一覧

担当部局名	所在地	所管区域
北海道開発局 事業振興部 建設産業課	〒060-8511 札幌市北区北八条西2丁目 札幌第一合同庁舎 TEL 011-709-2311(代)	北海道
東北地方整備局 建設部 計画・建設産業課	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 TEL 022-225-2171(代)	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県
関東地方整備局 建設部 建設産業第二課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 TEL 048-601-3151(代)	茨城県、栃木県、群馬県 埼玉県、千葉県、東京都 神奈川県、山梨県、長野県
北陸地方整備局 建設部 計画・建設産業課	〒950-8801 新潟市美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 TEL 025-280-8880(代)	新潟県、富山県 石川県
中部地方整備局 建設部 建設産業課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 TEL 052-953-8119(代)	岐阜県、静岡県 愛知県、三重県
近畿地方整備局 建設部 建設産業課	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 TEL 06-6942-1141(代)	福井県、滋賀県、京都府 大阪府、兵庫県、奈良県 和歌山県
中国地方整備局 建設部 計画・建設産業課	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15 TEL 082-221-9231(代)	鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県
四国地方整備局 建設部 計画・建設産業課	〒760-8554 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL 087-851-8061(代)	徳島県、香川県 愛媛県、高知県
九州地方整備局 建設部 計画・建設産業課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎 TEL 092-471-6331(代)	福岡県、佐賀県、長崎県 熊本県、大分県、宮崎県 鹿児島県
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL 098-866-0031(代)	沖縄県

取組項目

情報提供の仕組みづくり①

内 容

国民及び発注者が登録業者に関する情報を容易に得ることができるよう、インターネットを介した情報提供の仕組みづくりを検討

取組方針

- 仕組みづくりは国費（建設市場整備課システム予算）により実施
- 国民及び発注者向け情報の公開にあたっては、掲載項目について個人情報保護に留意
- 発注者向け情報については、掲載項目について要望を反映

取組結果

- システム開発（平成22年10月～3月）
 - ✓ 平成22年度業務の中で、国民向け及び発注者向け情報提供の仕組みづくり
- 情報提供開始（平成23年度秋頃を目途）
 - ✓ 公開になじまない個人情報を除く国民及び発注者向け情報については、国土交通省ホームページでの情報提供開始を予定
 - ✓ 個人情報を含む発注者専用の情報提供については、希望する発注者に対して、メール、CD-ROM等により電子データの提供開始を検討

今後の方針

- 情報提供開始に向け、引き続き準備を進めるとともに、情報提供開始後は情報提供制度の利用状況について把握し、その結果を制度の改善に反映させる。

国民・発注者向け情報提供 (インターネットを介した情報提供)

- 国土交通省ホームページにて、
 - ✓ 業者一覧(50音別、PDFファイル)
 - ✓ 業者検索簡易プログラム(Excelファイル)
 を公開、情報提供
- 個人情報保護等の観点から、
 - ✓ 役員氏名
 - ✓ 技術管理者氏名・生年月日
 - ✓ 財務諸表(個人)
 については掲載しない。



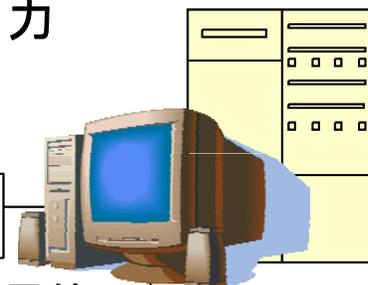
個人情報を含む発注者専用の情報提供

- 発注者(主に都道府県、政令指定都市)向けに
 - ✓ 業者検索簡易プログラム(Excelファイル)
 を情報提供
- 役員氏名、技術管理者氏名・生年月日、財務諸表を含む全情報を提供

情報提供用データの出力

建設関連業者登録システム

国土交通省本省及び地方整備局等において、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者の申請登録作業を行うための事務処理システム



国民・発注者向け情報提供項目(案)

- 基本情報：登録番号、登録年月日、商号又は名称、資本金、営業所、登録部門
- 使用人数：技術関係使用人数、部門別技術関係使用人数、事務関係使用人数
- 事業収入金額：官公庁、民間、海外
- 財務諸表等：貸借対照表、損益計算書（法人のみ）

個人情報を含んだ発注者専用情報提供項目(案)

- 基本情報：登録番号、登録年月日、商号又は名称、資本金、営業所、登録部門
- 役員情報：役員の氏名、役職
- 技術者情報：技術管理者の氏名、生年月日、資格要件
- 使用人数：技術関係使用人数、部門別技術関係使用人数、事務関係使用人数
- 事業収入金額：官公庁、民間、海外
- 財務諸表等：貸借対照表、損益計算書（法人のみ）

国民向けには
含まれない項目

※建設コンサルタントの場合

内 容

- 添付資料(証明書類)の追加等の検討
- 現況報告書提出の厳格化

取組方針

- 提供する情報項目を精査するとともに、情報の信頼性確保のための取り組みを行う。
- 連絡が取れない者に対する措置について検討を行う。

取組結果

- 「情報の信頼性確保」のためには、添付資料の追加を行う必要がある。
- 一方で、「登録制度における電子申請の推進」(後述)のためには、添付書類をできるだけ減らすことが必要である。
- 情報の信頼性を確保するためには、次ページ表のような添付資料を付する必要がある一方、添付資料の追加は、申請者及び審査部局の負担を増加させるため、実施には業界の理解を得るとともに、審査部局の強化等を図る必要があるほか、当該添付資料が十分な信頼性の確保に繋がるものであるかの検証も必要である。

申請書類 →現状(問題点)	追加が考えられる 添付書類等	信頼性が担保できる情報	添付資料の追加による負担増等
技術士等一覧表 →実在しているか等の 確認ができない	技術士登録等証明書、 RCCM登録等証明書、 地質調査技士登録証	<ul style="list-style-type: none"> 資格者の確認ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 実際に勤務しているか否かは、更に書類を徴収する必要がある。 申請者の負担増(証明書1通当たり400円)、審査部局の負担増
技術管理者技術経歴書 →実務経験の確認ができない	契約書	<ul style="list-style-type: none"> 業者が契約した業務であることは確認できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該技術管理者が携わった業務であるかの確認のためには、更に書類を徴収する必要がある。 申請者の負担増、審査部局の負担増
財務諸表(貸借対照表、 損益計算書) →金額(信憑性)の確認 できない	納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> 企業の経営状態(赤字、黒字等)を把握することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 納税証明書に計上している金額は建設関連業に限らない企業全体のものであり、確認ができない。 申請者の負担増(証明書1通当たり400円程度)
	法人事業概況説明書	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)に計上している金額と整合を確認することが可能な項目がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 納税申告において、実体上、作成していない企業もあり、全ての業者から徴収できない可能性あり。

➤ これらのことから、今般は、以下の措置を採ることとした。【H23.7施行】

- ① 信頼性確保のため、申請書(新規、更新、変更、追加)及び現況報告書へ申請者署名(事実に相違ない旨の明記)を求めることとした。
- ② 現況報告書の提出を怠った者に対して勧告することとした(「指導監督強化のための中間的処分」参照)
- ③ 登録制度に公示送達の規程を盛り込み、連絡がつかない者の登録削除ができることとした。
- ④ 情報を広く一般に提供することにより、虚偽記載への抑止効果を期待(「情報提供の仕組みづくり」参照)

今後の方針

- まずは、比較的実行しやすく、虚偽記載への一定の抑止効果が期待できる申請者署名を付すこととし、今後、数次に亘って申請書及び現況報告書の抽出調査を行い、信頼性が確保されているか検証することとする。
- 調査の結果、信頼性が確保されていない事例が多く見られた場合は、添付書類の追加について検討する。

1. 申請書(新規、更新、変更、追加)及び現況報告書への申請者署名(事実と相違ない旨の明記)

改正前:「～次のとおり報告します。」



改正後:「～次のとおり報告します。この報告書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。」

様式第18号(第7条関係) (用紙A4)

建設コンサルタント現況報告書

建設コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。
この報告書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

平成 年 月 日
報告者 印

地方整備局長
北海道開発局長 殿

イ

登録番号	建	—	登録年月日	日	年	月	当初登録年月日	年	月	日
商号又は名称							資本金額	千円		
							創業年月日	年 月 日		
役員(業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくはこれらに準ずる)の氏名							堂 業 所			

2. 現況報告書の提出を怠った者への勧告

登録規程の改正等により、現況報告書の提出を怠った者に対して勧告することとした。

3. 登録制度への公示送達の規定の追加

建設コンサルタント登録規程及び地質調査業登録規程に以下の規定を追加。

「国土交通大臣は、その登録を受けた者の事務所の所在地を確知できないとき、又はその登録を受けた者の所在地を確知できないときは、その事実を公告し、その公告の日から30日を経過しても当該登録を受けた者から申出がないときは、当該登録を受けた者の登録を削除することができる。」

取組項目

登録制度における電子申請の促進

内 容

- 更新申請、現況報告書副本の返却方法や、添付書類の電子的提出、削減・簡素化の検討

取組方針

- 登録業者へ電子申請活用の呼びかけを行うほか、インセンティブの設定について検討する。
- 現況報告書副本の返却方法や発注者への情報提供について検討する。
- 書面による添付書類の削減や簡素化について検討し、取り組む。

取組結果

- 電子申請の活用促進に関するパンフレットを作成し、国土交通省ホームページに掲載するとともに、各地方整備局等窓口において配布。
- 電子申請活用のインセンティブとして、更新申請時の提出書類の削除・簡素化について検討したが、情報の信頼性確保との両立を図れる具体案を得るにいたらず、今般は見送ることとした。→p.10
 - ✓ 更新申請時における提出書類の簡素化は、電子申請促進のインセンティブとして有効であると予想されるものの、技術管理者の常勤確認等ができなくなるなど登録情報の信頼性が低下するおそれがある。
- なお、現況報告書の内容については、電子化し発注者へ提供することにより、申請者による発注者への副本の提出を省くことができるようにする。

今後の方針

- 現況報告書の電子化は、発注者の理解を得ることが大前提となることから、インターネット、CD-ROM等を介した情報提供について、発注者の利活用を促すとともに、利用状況の把握を図る。

内 容

- 技術の高度化、独自技術の開発等を通じて、提供サービスの差別化や新規分野の開拓
- 自らの技術力や得意分野を活かし、民間等におけるニーズに即した具体的な提案力の育成

業団体等の
取組結果

- 今後望まれる具体的なニーズと対応策・留意点を検討、整理し、報告書をとりとまとめ(全測連)
- CM方式業務の活用方式や課題の検討(建コン協)
- CM業務仕様書等の研究(建コン協)
- 需要創出に積極的に取り組む会員を支援する「新マーケット創出・提案型事業」を実施(全地連) 等



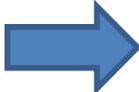
資料2-1~3参照

内 容

- 社会資本の維持管理ニーズの見直し、新規分野進出に資するための情報等の提供
- 多様化するニーズに対応するための登録部門の新設についての検討

業団体等の
取組結果

- CM方式の実例について整理・検討（建コン協）
- マネジメントセミナーの開催（建コン協）
- マネジメント部門等の新設や現行部門の統廃合に関する検討（建コン協）
- 「新マーケット創出・提案型事業」の成果の公開（全地連） 等

 資料2-1~3参照

内 容

- 積極的な海外展開への取り組み
- ニーズの把握やプロジェクトの提案などの、高度な技術や独自の技術を踏まえた営業努力

業団体等の
取組結果

- 日本の得意分野である防災技術による海外進出の検討(全測連)
- GPS測量、電子基準点測量等の技術を活用したビジネス展開や人材派遣の検討(全測連)
- 海外OJTによる若手育成(建コン協)
- 新興国における民間資金による開発案件の受注拡大(建コン協)
- FIDIC標準委託契約約款の分析(建コン協)
- 「地質リスクマネジメント入門」の発行(全地連)
- JICAとの意見交換会の実施(全地連) 等



資料2-1~3参照

内 容

- 国、業団体、企業が連携した情報収集と講習会・研修会の開催等を通じた情報提供
- 相談窓口の設置等を通じた海外展開支援
- 国内公共事業におけるPPP、CM等新しい事業手法の推進

取組方針

- 海外展開のための情報収集、企業ヒアリング等
- 海外展開のための必要手続きマニュアル(仮)の作成

取組結果

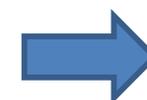
- 海外展開のための情報収集、企業ヒアリング等を実施
- 各分野における海外官民協議会を複数回開催
- ベトナム、マレーシア、トルコ等へのトップセールス
- 海外建設ホットラインの実施(平成21年5月から)

今後の方針

- 本年度は「官民連携による海外プロジェクトの推進」として、政治のリーダーシップによる官民一体となったトップセールス等の展開や、プロジェクト構想段階からの官民連携による案件形成・コンソーシアム形成等を実施予定(国際建設推進室・市場室)

業団体等の
取組結果

- AJCE主催・建コン協共催・国交省後援のセミナーの開催(建コン協)
- PFIセミナーの開催、講師派遣(建コン協) 等



資料2-1~3参照

海外におけるインフラプロジェクトの積極的な推進に向け、プロジェクトの初期段階から、プロジェクトの実施段階まで、各段階に応じた様々な支援策を総合的・戦略的に実施。

案件形成段階

受注獲得段階

事業実施段階

プロジェクトの獲得・実施

- 相手国との政策協議
ベトナム、インド、インドネシア等の公共事業省庁との覚書締結・セミナー等の開催。
- 案件形成調査の実施
案件形成調査費により、具体的なプロジェクトを発掘、相手国に提案。

○海外官民協議会

民間企業、JICA等関係機関、関係各省・自治体等からなる海外水インフラ／道路PPP協議会等を設置、開催。

○トップセールス

政務三役等による海外渡航、相手国政府閣僚級幹部の日本招聘等を通じ、我が国による案件獲得を働きかけ。

○ホットライン

民間企業からのトラブル相談窓口として「海外建設ホットライン」を設置。課題を精査の上、外務省等と連携し、相手国への申し入れ等を実施。

○事業監理能力向上

相手国政府の監理能力（調達、安全、品質管理等）の向上を支援するため、相手国におけるセミナー等を開催。

組織・体制

- 国土交通省国際部門の組織強化
我が国企業の海外展開を推進するため、「国際統括官」、「海外プロジェクト推進課」等を設置（平成23年度）。
- 国土交通省からのJICA専門家の派遣・活用
- 土木学会と連携し、産官学連携してプロジェクトを推進
- 外務省／経産省／JICA等、関係機関と密接に連携・協調

海外官民協議会

官民連携による海外プロジェクトを「ジャパン・パッケージ」として推進するため、官民が広く参加し、海外PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)案件等について、情報共有・意見交換を行なう協議会を設置するとともに、トップセールスやセミナーを実施。

■取組み事例

○海外水インフラPPP協議会

第1回開催日:H22.7.6

参加企業数:138

第2回開催日:H23.2.14

○海外道路PPP協議会

第1回開催日:H22.5.19

参加企業数:43

第2回開催日:H23.2.14

○海外鉄道推進協議会

参加企業数50

○海外港湾物流プロジェクト協議会

第1回開催:H22.11.5

参加企業数:66

※オリコン、日本工営、パシコン、八千代エンジニアリング、応用地質、エイト日本技術、建設技術インターナショナル等々が参加

トップセールス

我が国企業の海外展開を支援するため、水インフラ、高速道路、ITS等の分野において、トップセールスや政策対話等を実施してきており、今後も積極的に実施。

■取組み事例

○ベトナム

国交省大臣によるトップセールス
高速道路セミナー及び下水道セミナーの実施
治水分野、下水道分野の覚書を締結

○マレーシア

国交副大臣によるトップセールス

○インドネシア

水資源・防災及び事業管理能力に関するセミナーの開催

○サウジアラビア

下水道セミナーの実施

○インド

都市開発交流会議の開催

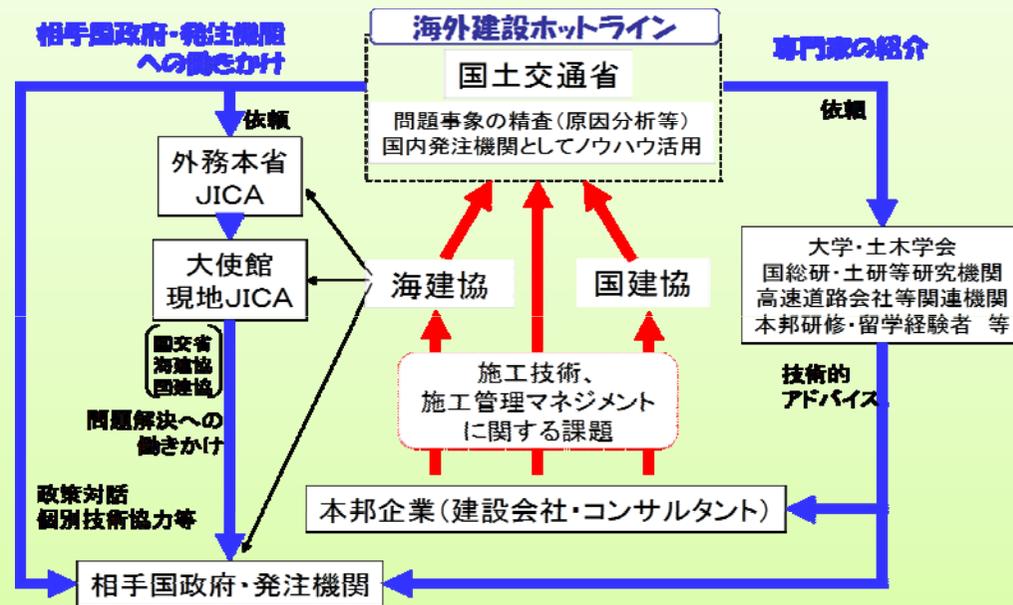
○トルコ

国交省大臣によるトップセールス

ホットライン

平成21年5月、施工技術・施工管理への課題、対応方策に関する民間企業からの相談窓口として「海外建設ホットライン」を開設。既に企業から多くの相談が寄せられ、国土交通省のノウハウを活用して問題を精査し、関係省庁と連携した相手国政府への働きかけ、専門家の紹介等のサポートを実施中。

■取組み概要



事業管理能力向上

相手国政府の事業監理能力(調達、安全、品質管理等)の向上を支援するためのセミナー等を開催(インドネシア、スリランカ、カンボジア、ベトナムで実施)。

入札契約制度改革の推進①

内 容

- 総合評価落札方式の導入等入札契約制度改革の推進
- 小規模地方公共団体等における入札契約制度の実態把握と総合評価落札方式等の導入手法の検討促進

取組方針

- 都道府県及び政令市の現状の把握
- 登録制度を活用した、プロポーザル方式や総合評価落札方式の周知
- 国土交通省直轄事業での総合評価方式の導入拡大

取組結果

- 都道府県及び政令市に対する入札契約制度及び実績に関する調査の実施
 - ✓ 各種入札方式等の実施状況(制度の有無、実績の有無)
 - ✓ 低入札価格調査制度等の有無
 - ✓ 予定価格の公表状況 等
- 国土交通省直轄事業における総合評価方式の導入拡大
 - ✓ 総合評価適用件数平成20年度381件から平成21年度3,405件と大幅に増加

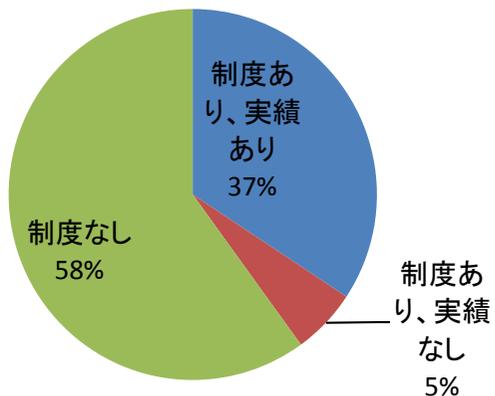
今後の方針

- 引き続き、プロポーザル方式や総合評価落札方式を導入・実施している地方公共団体に対する働きかけや調査などにより、地方公共団体におけるプロポーザル方式や総合評価落札方式の導入促進を図る。

1. 都道府県における入札契約制度の状況(1/2)

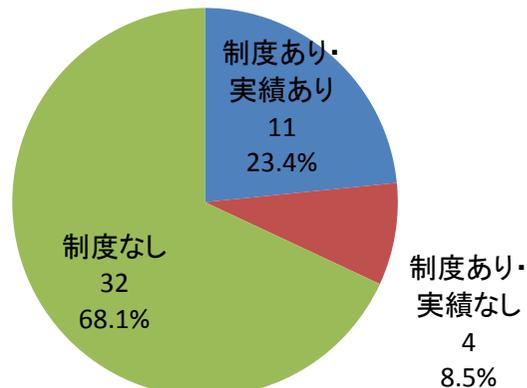
① 一般競争入札の導入状況(平成23年3月時点)

一般競争入札

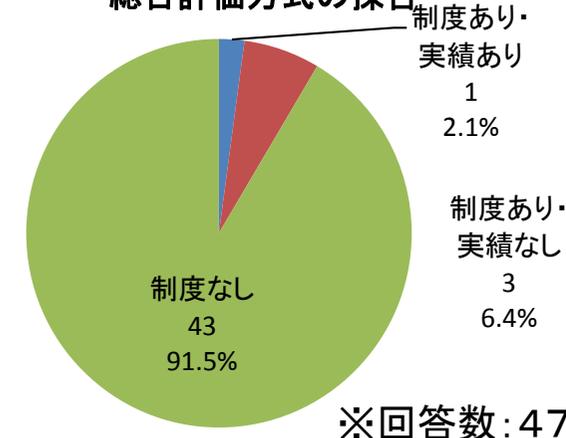


<参考>平成21年2月時点調査結果

一般競争入札



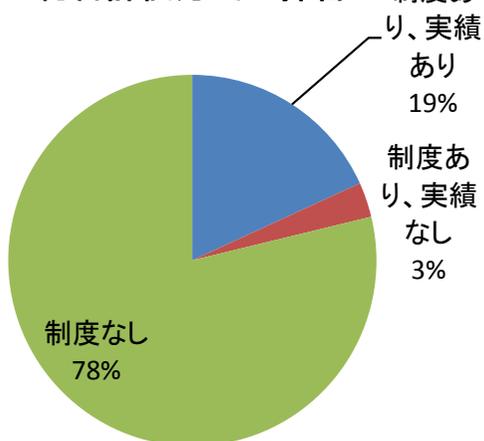
総合評価方式の採否



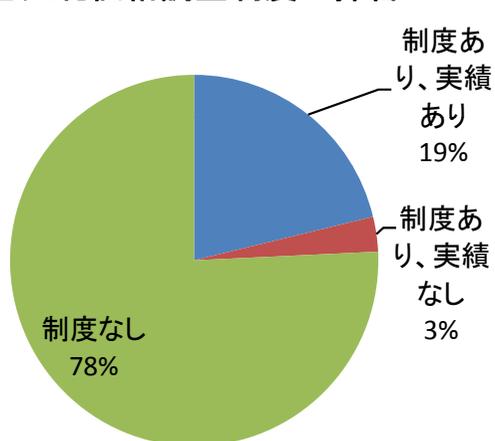
※回答数:47

② 一般競争入札における各種制度の採用状況(平成23年3月時点)

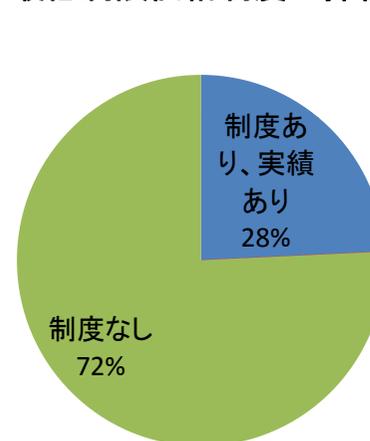
総合評価方式の採否



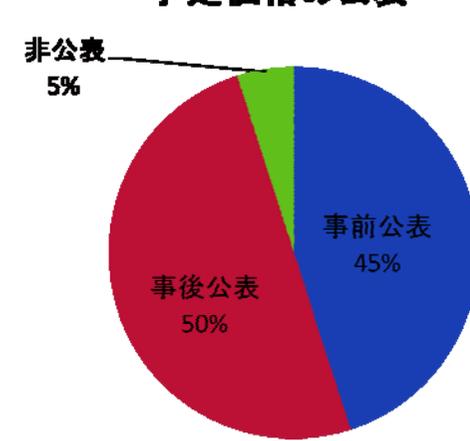
低入札価格調査制度の採否



最低制限価格制度の採否



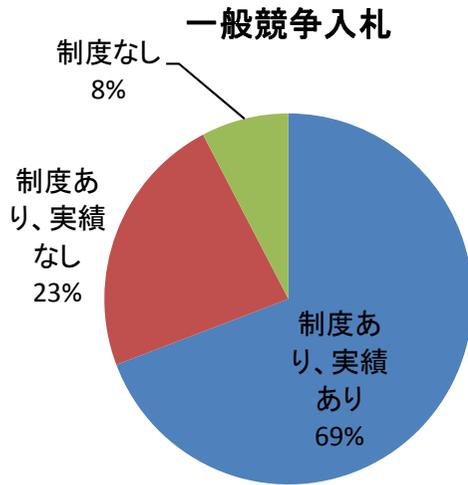
予定価格の公表



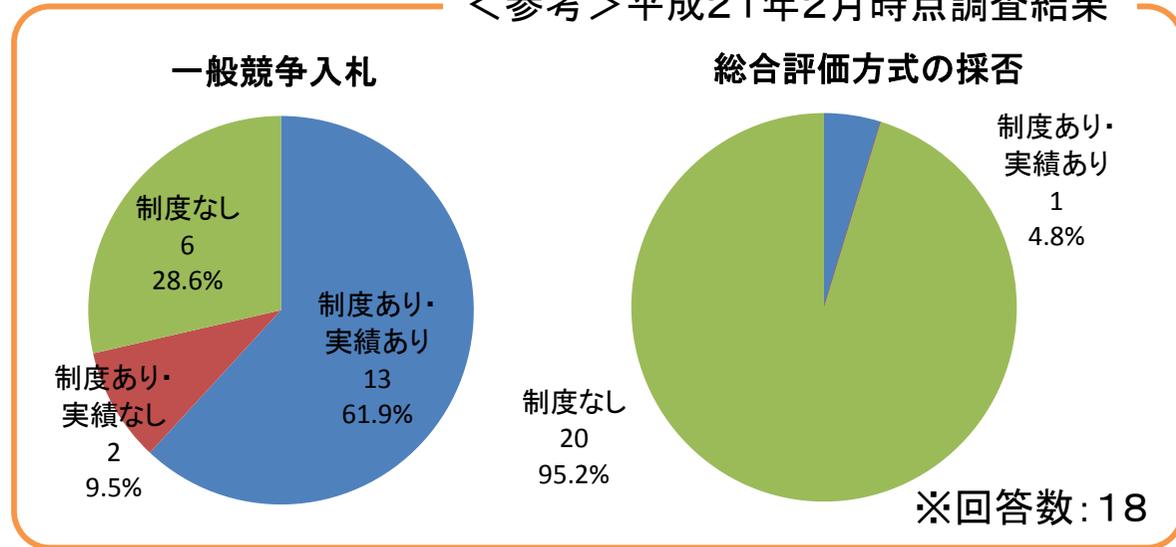
※回答数:38 20

2. 政令指定都市における入札契約制度の状況(1/2)

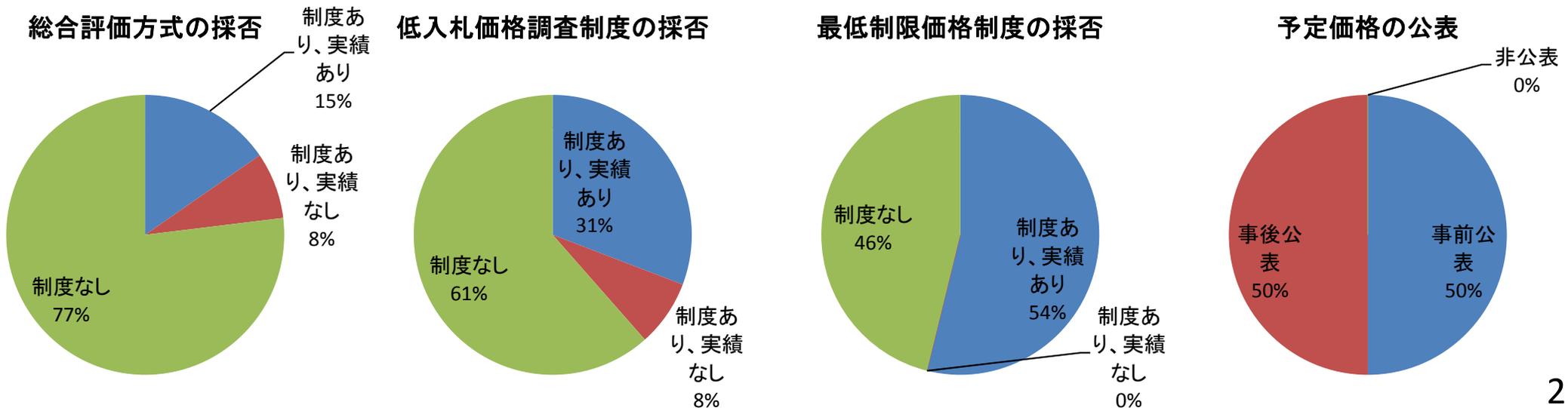
① 一般競争入札の導入状況(平成23年3月時点) ※回答数: 14



<参考>平成21年2月時点調査結果



② 一般競争入札における各種制度の採用状況(平成23年3月時点)

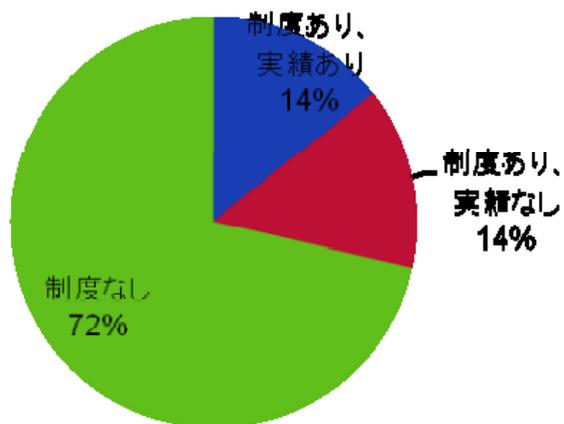


2. 政令指定都市における入札契約制度の状況(2/2)

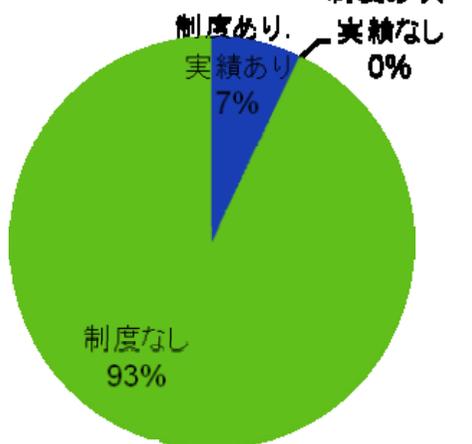
③プロポーザル方式の導入状況(平成23年3月時点)

※回答数:14

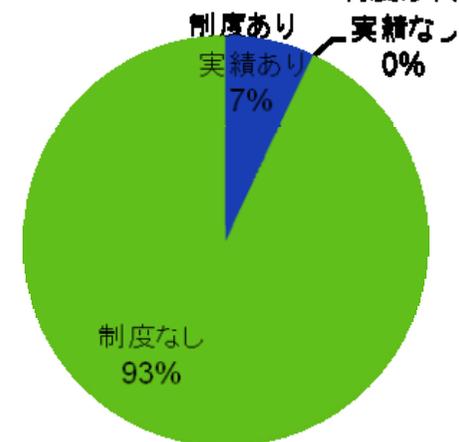
公募型プロポーザル



簡易公募型プロポーザル

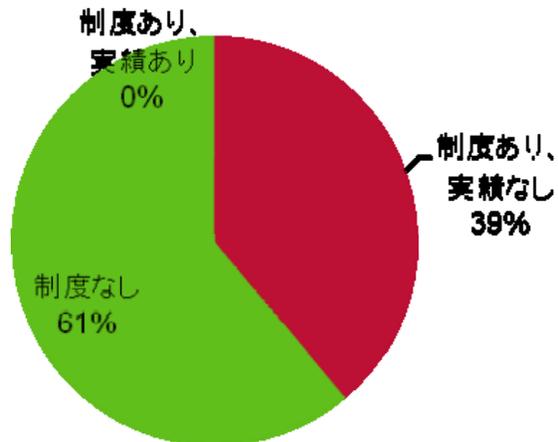


標準プロポーザル

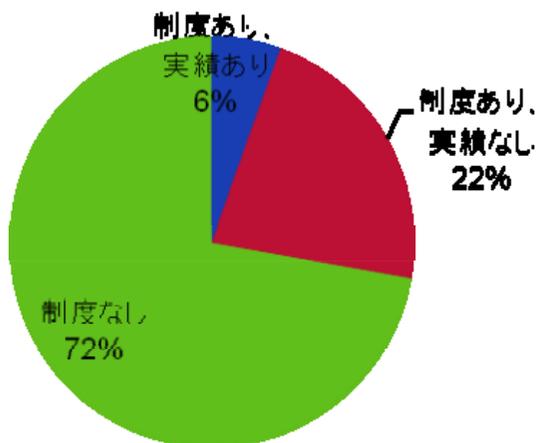


<参考>平成21年2月時点調査結果

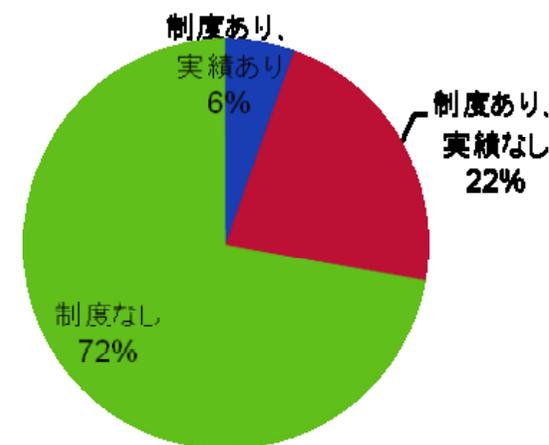
公募型プロポーザル



簡易公募型プロポーザル



標準プロポーザル



※回答数:18 23

内 容

登録制度への暴力団排除条項の追加
警察との連携体制の確立

取組方針

- 建設業を参考に、排除要件を明確化した上、暴力団排除条項を追加する。
- 実施に当たっては警察との連携体制を確立する。

取組結果

- 「公共事業等からの暴力団排除の取組について」(平成21年12月4日、犯罪対策閣僚会議暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム)を受け、建設コンサルタント登録規程及び地質調査業者登録規程に、暴力団排除規定を盛り込んだ。【H23.7施行】(測量法については、直近の法改正の機会に実施予定。)

改 正

- 建設コンサルタント登録規程及び地質調査業者登録規程における「登録をしない場合」の規定に、以下の者を追加する。

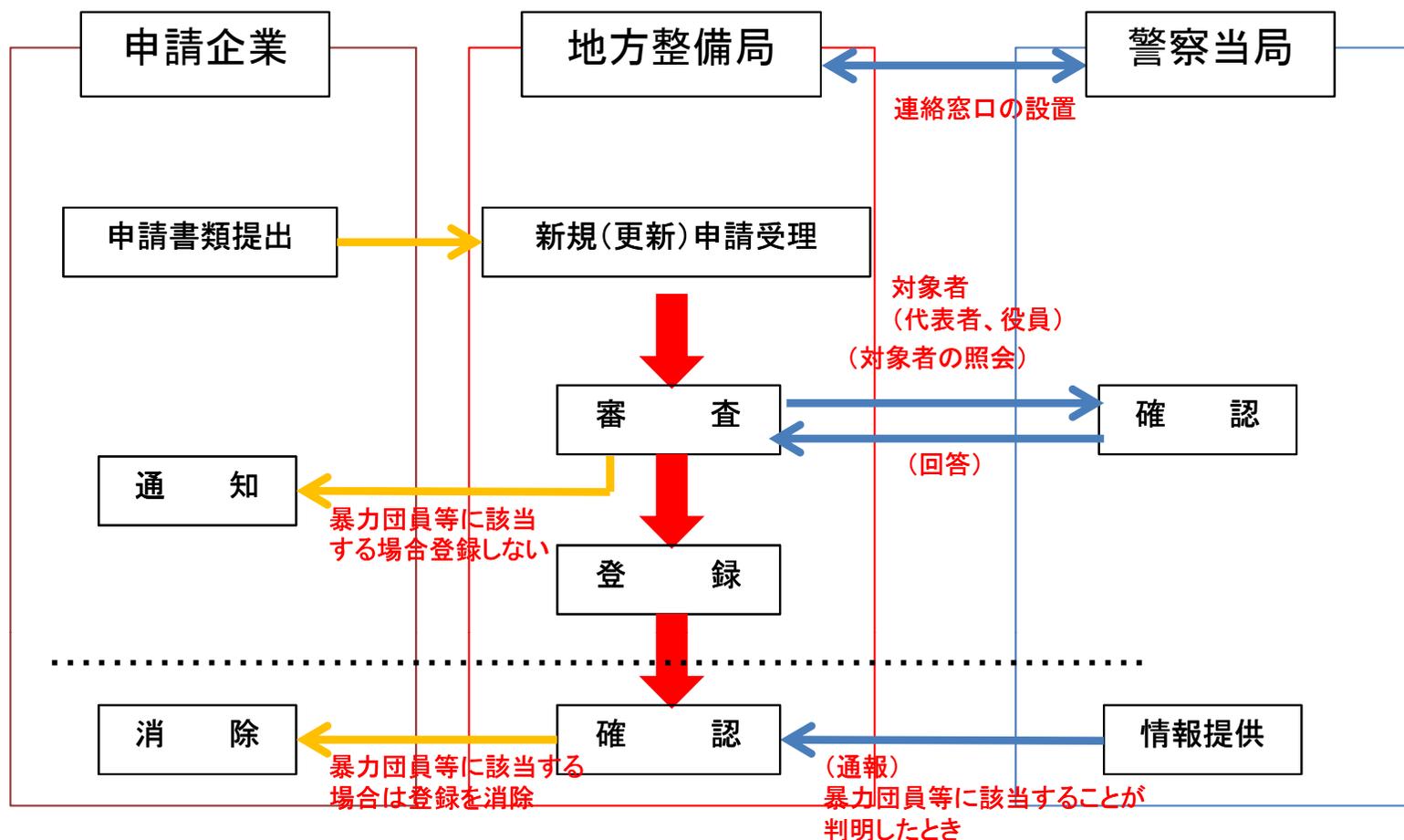
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

今後の方針

- 警察との連携体制を構築し、円滑な運用を図る。

手続きのフロー(案)

今後、警察当局との情報提供方法の調整や登録申請窓口である各地方整備局の処理時間の増加等に関する検討等を行い、手続きのフローを確定させる。



業の健全な発展のための対応

技術力の確保・向上

- ・技術力承継・確保のための人材確保・育成
- ・登録要件の見直し
- ・的確な指導監督の強化

経営力の向上

- ・経営におけるマネジメント能力の向上

コンプライアンスの強化(法令遵守を含めた社会的要請への対応)

- ・企業倫理・技術者倫理の醸成
- ・企業の社会的責任(CSR)の推進

内 容

- 若手技術者の技能向上や技術者資格の取得に資する取組み
- 業界の積極的なPRによる社会的認知度向上
- 質の高い実務技術者の育成
- 企業の実務技術者養成への取り組みに対する評価の仕組みについての検討

業団体等の
取組結果

- 県協会毎に講師の派遣やセミナー・技術発表会等を開催(全測連)
- 測量CPDや民間技術者資格取得や社内研修、OJT等を実施(全測連)
- 測量の日関連事業として各種企画を実施(全測連)
- CPD制度の整備・改善、人材啓発セミナーの開催(建コン協)
- RCCM更新にCPD取得を義務づけ(建コン協)
- 小中学生向けホームページの更新、作文コンテストの実施(建コン協)
- 産学官連携による講習会の開催(全地連)
- 現場技術の伝承プロジェクトの実施(全地連)
- ジオ・スクーリングネットの運用によるCPD制度への対応(全地連) 等



資料2-1~3参照

内 容

- 「技術力(技術者)の有効活用」、「受注機会拡大による競争の促進」という観点から、建設コンサルタント登録規程において、縦割りの登録部門と横割りの登録部門の技術管理者の2部門の兼任を限定的に認める。

取組方針

- 「技術水準の維持」等の観点から、以下の項目について方針を定める。
 - 技術者要件(技術士か認定技術管理者か)について優先順位を設ける。
 - 専任制を緩和する特定の部門の組み合わせを設定する。

取組結果

- 以下の条件に限り技術管理者の専任制を緩和する。【H23.7施行】
 - ① 複数部門の技術士資格を有している者(技術士×技術士)
 - ② 次ページによる特定部門の組み合わせ

今後の方針

- その後は、登録部門数の増加傾向や審査・登録事務量への影響等を把握しつつ、以下についても検討することとする。
 - ① 2部門のうち、1部門は技術士資格を有し、もう1部門は認定を受けた者(技術士×認定)
 - ② 特定部門の組み合わせの緩和
- なお、技術管理者の資格要件における技術士原則の考え方を踏まえ、①について、2部門とも認定である者(認定×認定)の兼任は認めない方向。

専任制を緩和する特定部門の組み合わせ

技術士の複数部門・選択科目登録状況

建設コンサルタント登録規程における横断りの登録部門に対応する、技術士の部門・選択科目

登録部門に対応する、技術士の部門・選択科目

技術士 部門・選択科目		応用理学部門	建設部門	建設部門	建設部門	建設部門	建設部門	機械部門	電気電子部門
		地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画、 施工設備及び積算	建設環境	機械設計 機械力学・制御 動力エネルギー 熱工学 流体力学 交通・物流機械及び建設機械 ロボット又は情報・精密機械	—
建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋	136	87	21	11	33	347	1	1
建設部門	港湾及び空港	1	37	14	1	6	43	0	0
建設部門	電力土木	2	5	9	6	4	12	1	7
建設部門	道路	45	115	133	49	59	177	1	4
建設部門	鉄道	2	13	19	7	14	4	4	3
上下水道部門	上水道及び工業用水道	7	3	6	2	6		5	7
上下水道部門	下水道	3	34	8	42	37		22	13
農業部門	農業土木	6	27	5	2	14		1	0
森林部門	森林土木	20	8	0	2	1		0	0
水産部門	水産土木	0	4	1	0	0		0	0
衛生工学部門	廃棄物管理	1	8	3	0	5		15	2
建設部門	都市及び地方計画	3	4	8	2	8	202	0	0

➤ 技術者数を考慮し、上表に基づく以下の組み合わせに限り、専任性を緩和する。

- 「河川、砂防及び海岸・海洋部門×地質部門」「河川、砂防及び海岸・海洋部門×建設環境部門」
- 「道路部門×土質及び基礎部門」「道路部門×鋼構造及びコンクリート部門」「道路部門×建設環境部門」
- 「都市計画及び地方計画部門×建設環境部門」

内 容

- 現況報告書における「技術者一覧表」や「使用人数」への民間資格(RCCM・地質調査技士等)の記載についての検討
- その他民間資格の活用に関する検討

取組方針

- 現在、建設コンサルタント及び地質調査業の「登録規程の解釈及び運用の方針」においては、認定技術管理者の条件の一つとして、RCCM又は地質調査技士の資格保有と一定の実務経験を課している。また、国土交通省直轄業務においても、RCCM及び地質調査技士については、配置予定管理技術者として認めている場合がほとんどである。そのため、現況報告書の「技術者一覧表」や「使用人数」においても、これらの民間資格を記載する方向で検討する。
- 業界団体、省内委員会の意見を踏まえ、RCCM、地質調査技士以外の資格の適用についても検討する。

取組結果

- 既に認定技術管理者・現場管理者として用い、国土交通省直轄業務においても活用されているRCCM及び地質調査技士の資格については記載できるものとする。【H23.7施行】
 - ✓ 建コン規程の技術士等一覧表及び使用人数に、RCCMを記載できるようにする。
 - ✓ 地質規程の技術者一覧表(地質)及び使用人数に、地質調査技士を記載できるようにする。

今後の方針

- その他の民間資格については、資格の活用状況等を把握・評価の上、引き続き検討を行う。

内 容

- 国土交通省直轄業務において管理技術者・照査技術者、担当技術者に求められる要件を整理し、要件を満たす技術者資格を評価

取組方針

- 技術者としてふさわしい技術者資格の要件として、以下の観点からこれまで活用してきた技術者資格を再評価
 - ① 受験資格が一般に開放されていること
 - ② 資格審査が公平、透明性が確保されていること
 - ③ 審査内容が委託予定業務に必要な基礎的学識、専門的知識、経験等を評価するものであること
 - ④ 継続研鑽を義務付け又は努力規定を設けていること
 - ⑤ 有資格者に技術者倫理等を求めるものであること
- 学識経験者及び業界団体の代表で構成される「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」(小澤座長)で技術者資格の評価案を提示(平成22年9月)

取組結果

- 国家資格である技術士その他、民間資格であるRCCM(委託予定業務に必要な部門)、地質調査技士(地質調査業務に限る)、土木学会認定技術者(特別上級・上級・1級)(土木関係分野において設定)、コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持・修繕において設定)、土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持・修繕において設定)を技術者資格の評価に活用

今後の方針

- 引き続き、上記懇談会において検討を進める。

内 容

消除した場合の再登録禁止期間の弾力的設定など中間的処分の設定とその具体的な内容の検討

取組方針

- 贈賄罪・談合等の刑法犯や独禁法に基づく排除措置命令を受けた場合の対応方針を検討し、測量法における営業停止処分とのバランスを考慮し、具体的な制度内容について検討する。
- 登録消除に伴う登録番号の変更の取り扱いについて、具体的な方策を検討する。

取組結果

- 登録業者に対する指導監督の強化を図るため、違反行為の内容に応じた段階的な措置を行うことができるよう、勸告及び登録停止に関する規定を設けた。【H23.7施行】
- 登録を停止した場合には、登録停止簿にその事実等を明示することとし、当該業者は期間中、登録を受けていることを表示してはならないものとした（登録番号の変更は行わない）。
- 消除した場合の再登録禁止期間の弾力的設定については、登録停止の導入により、中間的処分の設定が可能であること、一旦消除となれば、相対的に軽微な事案であっても登録番号変更の影響を受けることから、導入を見送ることとした。

今後の方針

- 今後、中間的処分も含めた登録制度の運用状況を評価し、コンプライアンスの担保が図られているか検証する。

不正行為等に対する措置の基準(案)

	措置の内容
勧告	登録業者の業務の適正な運営を確保するため、必要な措置を講じるよう命じる。
登録停止	登録の停止期間中に次の行為を禁止する。 ① 登録の停止の対象部門(地域)について、その登録を受けている旨を新聞広告、ホームページなど表示媒体の種類にかかわらず、対外的に表示すること。 ② 登録の停止の対象部門(地域)について、その登録を受けていることを参加資格要件とした新たな業務の契約の締結及び当該契約又は停止期間満了後における新たな契約に関連する入札、見積書の提出、交渉を行うこと。
登録消除	不正手段による登録や申請書の虚偽記載等違反の程度が著しい場合、登録の停止に違反した場合は、2年間再登録を禁止する。

	区分		具体例	措置
不正行為等	規定違反		現況報告書の提出を怠った場合	勧告
	業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき	入札・契約手続に関する不誠実行為	<ul style="list-style-type: none"> ・粗雑業務 ・契約違反 ・競争参加資格の虚偽 	
		業務に関する法令違反	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に関する談合、贈賄 ・法人税法、消費税法 ・その他 	刑法、独禁法違反(刑の確定時点)
	業務に関する不正又は不誠実行為の情状が特に重いつき		違反の程度が著しい場合 繰り返し、類似の登録停止に該当する行為を行った場合	登録消除 (2年間の再登録禁止)

建設コンサルタント・地質調査業と他業との比較

違反行為の概要	建設コンサルタント・地質調査業		他業との比較			
	過去の対応(実績)	改正後※	建設業	測量業	補償コン	指名停止(直轄)
発注者への不誠実な行為(虚偽の現況報告書を発注者に提出したケース 他)	当該部門登録消除(2年間再登録禁止)	当該部門登録消除(2年間再登録禁止)	営業停止30日以上 (完成工事高の水増し等の虚偽申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共発注者に提出した場合)	営業停止30日 入札・契約手続に関する不正な行為	登録消除(2年間再登録禁止)	不正又は不誠実な行為 1ヶ月以上9ヶ月以内
業務に関して独禁法の罰金刑確定	当該部門登録消除(2年間再登録禁止)	登録停止 1年間(代表権のある役員) 120日(代表権のない役員) 60日(それ以外の者)	営業停止 1年間(代表権のある役員) 120日以上(代表権のない役員) 60日以上(それ以外の者)	営業停止 6月(代表権のある役員) 120日(代表権のない役員、測量士) 60日(従業者)	登録停止 1年間(代表権のある役員) 120日以上(代表権のない役員) 60日以上(それ以外の者)	重大な独占禁止法違反行為等 6ヶ月以上36ヶ月以内
技術管理者不在(要件の欠如)	当該部門登録消除	当該部門登録消除	許可の取消し	登録の消除	登録の消除	認定の取消し(工事請負業者選定事務処理要領)
業務に関して独禁法の排除措置命令	文書による行政指導	登録停止 30日	営業停止 30日以上	営業停止 30日	登録停止 30日以上	独占禁止法違反行為 2ヶ月以上9ヶ月以内
刑事裁判における判決の確定(競売入札妨害罪、贈賄罪)	文書による行政指導	登録停止 1年間(代表権のある役員) 120日(代表権のない役員) 60日(それ以外の者)	営業停止 1年間(代表権のある役員) 120日以上(代表権のない役員) 60日以上(それ以外の者)	営業停止 6月(代表権のある役員) 120日(代表権のない役員、測量士) 60日(従業者)	登録停止 1年間(代表権のある役員) 120日以上(代表権のない役員) 60日以上(それ以外の者)	贈賄 4ヶ月以上12ヶ月以内(代表役員)

※措置基準については、パブコメ実施中

取組項目

経営戦略づくり

内 容

今後の建設産業の将来像が予測できるような情報提供

取組方針

- 今後の建設産業の将来像が予測できるような情報や、自社が業界の中のどこに位置しているのかを把握できる情報として、建設関連業界の経営状況の分析などを積極的に提供する。

取組結果

- 「情報提供の仕組みづくり」と合わせ、現況報告書の記載内容を電子化し、その内容を基に、国土交通省において、建設関連業の経営分析を実施する(実施開始時期は平成23年度を目途)。
- 経営分析の結果については、国土交通省ホームページにおいて公表予定。

業団体等の
取組結果

- 業務提携、設計共同体等の事業方式の取り入れ(全測連)
- 公的支援制度の活用(全測連)
- 資金繰り状況アンケート調査・分析の実施(建コン協)
- 経営セミナーの開催(建コン協)
- 地質技術顧問制度の提案(全地連) 等



資料2-1~3参照

取組項目

企業倫理・技術者倫理の醸成

内 容

- 社会資本整備に関わるものとしての一層の企業倫理・技術者倫理の醸成

取組方針

- 一層の企業倫理・技術者倫理を醸成

業団体等の
取組結果

- 「測量技術者の倫理」の幅広い醸成（全測連）
- 「職業倫理啓発の手引き」の発行、講習会の開催（建コン協）
- RCCM倫理規定の制定（建コン協）
- 倫理要綱の設定、会員企業への徹底（全地連） 等



資料2-1~3参照

取組項目

企業の社会的責任(CSR)の推進

内 容

- 従業員教育や社内研修、地域の安全安心への貢献、ボランティア活動等への積極的参画

取組方針

- 地域社会の維持発展のための災害時における対応等地域の安全安心に貢献することや、ボランティア活動、地球環境に配慮した取組み等

業団体等の
取組結果

- ガイドブック「建設コンサルタントの社会的責任(CSR)ー考え方と取り組み方ー」の作成及び講習会の開催(建コン協)
- 全国各支部による社会貢献活動への参画・推進(建コン協)
- 地域活性化委員会の活動(全地連)
- 広報用パンフレットの作成とジオパークに関する活動(全地連)
- 地質情報ポータルサイトの公開(全地連) 等



資料2-1~3参照

中長期的課題

(テクリスとの連携)

(マネジメント部門の新設)

取組項目

テクリスとの連携

内 容

- 登録制度とテクリスのデータ共有の可能性、連携範囲や方法の検討

取組方針

- 両者のデータ共有の可能性、共有するデータの範囲や方法等について検討

取組内容

- 短期的には、「情報提供の仕組みづくり」において、登録業者に関する情報を発注者等に向け情報提供を行う。
- 中長期的には、テクリスへの相互のデータのやり取りや共有の可能性等について検討

今後の
方針

- 登録制度とテクリスの相違を踏まえた上で、両者の連携による利便性の向上等のため相互のデータの共有等が可能か検討する。

内 容

- プロジェクト全体を管理する新たなビジネスモデルに対応する部門としてのマネジメント部門新設の検討
- マネジメント部門に必要な技術的要件の検討

取組方針

- マネジメント部門として求められる技術力の具体的な内容を明確にする。
- 総合技術監理部門の技術士の有効活用も含めて検討

今後の 方針

- 建設産業戦略会議においてとりまとめた「建設産業の再生と発展のための方策に関する当面の基本方針」においては、大手・中堅企業による技術力・事業企画力を発揮させることを目的として、CMの制度化等による新たな国内市場の創設、マネジメント力の強化を検討事項案に挙げている。
- そのため、建設関連業も含む建設産業システム全体の視点からCMの制度化について検討する。
- 引き続き、マネジメント部門に求められる技術力の具体的な内容の検討を進める。

今後のスケジュール

今後のスケジュールについて

